



平成 28 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 指月電機製作所  
代 表 者 名 代表執行役社長 伊藤 薫  
(コード番号 6994 東証第2部)  
問 合 せ 先 常務執行役管理本部長 友松 哲也  
(TEL 0798-74-5821)

### 支配株主等に関する事項について

#### 1. 親会社、支配株主(親会社を除く。)又はその他の関係会社の商号等

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

| 名称           | 属性           | 議決権所有割合(%) |       |       | 発行する株券が上場されている<br>金融商品取引所等          |
|--------------|--------------|------------|-------|-------|-------------------------------------|
|              |              | 直接所有分      | 合算対象分 | 計     |                                     |
| 三菱電機<br>株式会社 | その他の<br>関係会社 | 24.18      | —     | 24.18 | 株式会社東京証券取引所市場第一部<br>ロンドン証券取引所(イギリス) |

#### 2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

##### ①親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、取引関係や人的・資本的関係

三菱電機株式会社は当社の筆頭株主(議決権比率 24.18%)であり、「その他の関係会社」であります。

なお、当社業務執行にあたり当社取締役、執行役には親会社からの兼務役員はおらず、当社独自で意志決定をおこなっております。同社との取引についても、個別に条件を交渉の上、一般的取引と同様に決定しております。また、同企業グループとの取引関係や人的・資本的関係において、当社の独立性を制限する事項はありません。

##### ②親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット

同社は、当社の議決権の 24.18%を所有しておりますが、事業活動を行う上で特段の制約はありません。今後ともこの関係を継続する方針です。

しかしながら、同社の経営戦略の変更、自然災害による同社の製品供給能力に支障が生じた場合等には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

##### ③親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社が事業活動を行う上で特段の制約ではなく、販売価格やその他の取引条件は市場の実勢を参考に個別に条件を交渉の上、決定しております。このような状況から、同社からの一定の独立性が確保されていると考えております。

### 3. 支配株主等との取引に関する事項

当連結会計年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

| 種類           | 会社等の名称<br>又は氏名 | 所在地         | 資本金<br>又は出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容<br>又は職業 | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係       | 取引の<br>内容 | 取引<br>金額<br>(百万円) | 科目  | 期末<br>残高<br>(百万円) |
|--------------|----------------|-------------|-----------------------|-------------------|---------------------------|---------------------|-----------|-------------------|-----|-------------------|
| その他の<br>関係会社 | 三菱電機<br>株式会社   | 東京都<br>千代田区 | 175,820               | 電機機器<br>の製造       | (被所有)<br>直接 24. 18        | 当社商品・<br>製品の<br>販売先 | 売上高       | 2,849             | 売掛金 | 576               |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 商品・製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提案し、毎期又は個別に価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

### 4. 支配株主等との取引等を行なう際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主との取引等を行なう場合は、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡にかかわらず、取引内容及び条件の妥当性について審議の上、適正に決定しております。

以上